

平成 27 年 3 月 25 日
恵那市総務部財務課

建設業者の社会保険等未加入対策について

恵那市では、建設工事について、公平で健全な競争環境を構築する観点から、契約の相手方は社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者に限定するため、社会保険等未加入対策を次のとおり実施します。

1. 平成 27 年 4 月 1 日から、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査において、社会保険等未加入業者からの申請は受け付けないこととします。
2. 平成 27 年 4 月 1 日以降に公告及び入札執行通知を行う建設工事については、社会保険等未加入業者の入札参加は認めません。
3. 一定規模以上の工事において、社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。
※一定規模の工事とは、下請契約の請負代金の総額が 3000 万円以上（建築一式工事は 4500 万円以上）の工事をいいます。